

第1回守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者 選考委員会	
開催日時	令和5年11月6日（月）午後1時から
開催場所	守口市役所 1階 104会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ①委員長及び副委員長の選出について ②会議の議事運営について ③守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考について（諮問） ④守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査 (3) その他 今後の会議日程について (4) 閉会
出席者	出席委員（6名） 欠席委員（1名）

(1) 開会

～非公開～

(2) 議題

【①委員長及び副委員長の選出について】

～非公開～

【②会議の議事運営について】

～非公開～

※議事の運営方法決定までは非公開

【③守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考について（諮問）】

市から運営者選考委員会に対して諮問

【④守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査】

(委員長) 議題4「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査」について、審議を進める。

本選考委員会では、令和7年4月1日に守口市立外島認定こども園の民間移管を受ける事業者の選考を行う。そのため、本日の第1回目の委員会では、事業者を募集するための募集要領、諸条件についての審査を行う予定としている。移管事業者の募集や選考については、守口市で基本方針を定めており、それにのっとり、募集・選考を行う。

まず初めに、守口市が10月に策定した「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) ～「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」について説明～

(委員長) 基本方針について、質問や意見はあるか。

(委員) 開園日及び開園時間のところに、「なお、年末年始開園することは可能とします」という文言がある。保護者の多様なニーズはあると思うが、日祝、年末年始の開園は幼い園児のことを考えると苦しいものがある。

(事務局) 年末年始等の開園を全面的に押し出す趣旨ではなく、法人からの提案をうけるもので、あくまで、該当の期間の開園も可能というスタンスで法人決定を進めていく。基本方針はあくまで市の考え方なので、今後、募集要領等の記載の部分において検討していく。

(委員) 趣旨は分かるが、日曜、土曜日、祝日並びに年末年始という、その文言について、余りにもピンポイントではないかと感じる。

(事務局) 基本方針は市の考え方であるので、この後、審議いただく募集要領の記載方法において検討をさせていただきたい。

(委員長) 基本方針の6ページで、常勤職員の条件として、「質の高い職員を確保すること」というのがあったと思うが、市が考える質の高い職員というのはなにか。私が考えるのは、有資格者で経験があり、研修等をきちんと受けているということであるが。

(事務局) 市としてもその点は大変重要だと認識している。募集要領等でこれから事業者を募集させていただくときにも、質のいい職員の確保を継

続することは民間移管にとって非常に重要な要素になってくるので、募集要領、申請書においてその点を記載し、事業者募集の際にしっかりと審査させていただく。

(委員) 5ページの職員配置の施設長の項目についてである。保護者も不適切な保育の未然防止に視点を置いていると思うが、未然防止ができるように、施設長の資質、職責について募集要領等に全面的に記載することは可能か。保育の質や不適切な保育の未然防止についての研修は重点的に入れていくべきである。

(事務局) 不適切保育というのは当然あってはならないし、是正していく必要があると考えている。不適切保育への対応等について募集要領や法人から提出していただく申請書の中でしっかりと記載するようになりたい。

(委員) 6ページの教育・保育の内容について、認定こども園は1号認定、2号認定の園児が在園するため、その子どもたちが同じような経験ができるような教育・保育を行っていただきたいと思う。

(事務局) 事業者を募集する際に、クラス編成をどのように考えているか、また、その内容についてしっかり資料を基にヒアリングできるよう、申請書に記載していただけるように考えていきたい。

(委員長) 6ページの職員配置に対する基準について、職員を配置することによる補助金等に関しては、移管された法人が実施することについては特に制約はなく、法人において努力していただくということでしょうか。

(事務局) 基本的に公立の認定こども園については、国の配置基準に基づいて職員を配置しており、今回の民間移管についても原則この配置基準を守っていただく。その中で様々な国の給付の中での加算というのもあるので、その辺りは法人のサービスや独自の取組みとして提案、実施していただければと考えている。

(委員) 引継ぎ保育と共同保育について、民間移管直前の年度の年長である5歳児とその保護者が不安にならないような配慮をお願いしたい。

また、三者協議会について、令和6年4月から始まるというのではなく、3月頃から人員を選任して、4月からすぐに三者協議会が始め

ることができれば、引継ぎ保育等もスムーズに流れていくのではないかとと思うがどうか。

(事務局) 引継ぎ保育については、過去に実施した民間移管の課題等を踏まえ、しっかりと整理した上で実施していきたい。民間移管直前の5歳児については、民間移管時には卒園しているからこそ、しっかりと配慮をした上で引継ぎ保育を1年間実施していきたいと考えている。

三者協議会については、令和5年度末頃に事業者の決定ということになり、事業者決定した際には、すぐに保護者説明会を開催し、三者協議会の保護者の代表を選出していただく予定である。保護者の負担にならないような形で、できる限り早いタイミングで始めたいと思う。

(委員長) 今、委員が言われたのは、共同保育により民間移管法人の職員が園に来ることで、日常の保育が落ち着かなくなったり、5歳児が集中して活動に取り組めないというようなことがあるといけないということも含みで言われたと思うので、共同保育の期間も通常と同じように安心して活動に集中して取り組めるような形にしていただければと思う。その点も考慮に入れて、ヒアリング等で確認していきたい。

次に、「守口市立外島認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領(案)」「守口市立外島認定こども園の民間移管にかかる諸条件(案)」について、事務局から説明願う。

(事務局) ～「守口市立外島認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領(案)」「守口市立外島認定こども園の民間移管にかかる諸条件(案)」について説明～

(委員長) これについて何か質問や意見はあるか。

(委員) 募集要領(案)の2ページ3の「移管後の認可定員等の設定」において、現行の文章構成ではなく、「民間移管後の～認可定員を設定すること」の次に「・新園舎建て替えまでの認可定員等」、その次に、「・新園舎建て替え後の認可定員等」、最後に「なお、～必ず受入れを行うこと」という順序に変更した方が時系列に沿った形となり、適切ではないか。

(事務局) 園舎の建て替えや利用定員の拡大等を条件としているため、このような順序で記載をしていたが、時系列のほうが分かりやすいという指

摘も踏まえて、その通りに変更させていただく。

(委員) 募集要領(案)の3ページ4の「応募資格・条件」において、事業者、団体、法人と表現が入り乱れているので、いずれかに統一した方がよいのではないか。

(事務局) 検討をした上で、いずれかに統一を行う。

(委員) 募集要領(案)の4ページ7の「移管法人の選考」、8の「法人の指定」において、移管法人、移管法人候補者、指定法人候補者、指定法人という形で、段階が進むにつれて表記が変わっていくことは理解しているが、読みにくく、また、分かりにくく感じるので、可能な範囲で整理を行ってはいかがか。

(事務局) 各表記は、選考等の段階によって使い分けを行っているところであるが、応募者にとって分かりにくい記載となっていないか確認した上で、変更について検討を行う。

(委員) 募集要領(案)5ページの11「民間移管に伴う助成制度等」において、(1)の引継ぎ保育にかかる費用負担では、守口市が定める範囲で負担する予定、(2)の施設整備等に係る補助金においては、予算の範囲で交付する予定とあるが、これは同じ意味という理解でよいか。

(事務局) 引継ぎ保育に係る経費負担については、前回の民間移管時も引継ぎ保育補助金として市が全て予算を計上して交付する、市の単独補助の形となっており、一方、施設整備等に係る補助金については、国の補助制度を活用し、国と市で費用負担し、交付する形であることから、表現を変えて記載しているところであるが、応募者にとって分かりやすい表記を検討させていただきたい。

(委員) 資料の全体を通して、守口市を指す表記として、市、守口市、本市と表記が入り乱れているので、統一していただきたい。また、別紙1諸条件(案)の5ページ「主な条件」において、「公園管理者」、「都市整備部道路公園課」と表記があるが、これらは同じ意味か。

(事務局) 検査行為は市の意思決定等の手続きの内容となるため、公園管理者と表記しており、一方で、市の相談窓口を指す部分については、都市

整備部道路公園課と表記している。検討の上、同一の表記に変更させていただく。

(委員長) 本市、守口市、市という表記も全体を見直していただき、統一できるところは願います。

(事務局) 承知した。

(委員) 新園舎建て替え中の代替地について、外島公園を仮設園舎用地として想定しているが、外島公園を使用しない場合、当然どこでもいいわけではなく、現園舎からどれぐらいの距離が離れているとか、周りの交通の条件がどうであるとか、確保すべき面積はどれぐらいあるか等についての記載が無いが、記載する必要はないのか。

(事務局) 仮設園舎用地として外島公園は前提としてあるが、近隣で他に使用できる用地があるという場合は、法人から提案という形で受けたいと考えている。また、過去の民間移管では、当該用地の中で解体しながら新園舎を建てるというケースもあるので、距離等を含め、あらゆる観点から法人に検討いただき、提案していただくという形で考えている。

(委員) これまでの各委員の指摘内容や足りない内容を文言として加えていくことになると思うが、募集要領(案)の中や選考基準(案)等に加えていくという理解でよいか。

(事務局) 募集要領に落とし込める内容は落とし込みを行い、次回以降の委員会で審査を行う選考基準(案)において、細かく設定したり、申請書類の様式でしっかりと法人から提案いただけるような形に修正する。

(委員) 選考基準(案)の中に様式のナンバーの記載があり、すごくいいことだと思う。申請書の様式でこのようなことを書いてくださいと、市としての重点項目が明確になってくるかと思うので、この辺りをブラッシュアップすることで、各委員の意見が反映されていくと思う。

(委員長) それでは事務局は、ここまででた意見を踏まえて、表記の統一等については検討をお願いします。

先ほど発言にあった、開園日、開園時間の件は、この諸条件(案)2ページが一番下に「現行の市立認定こども園を上回る開園日・開園

時間を設定することは可とする」と記載があり、基本方針の表記とは異なる。また、先ほどの意見の施設長の要件等についても変わってくると思うがいかがか。

(委員) 施設長の要件については、募集要領(案)の3ページの4「応募資格・条件」の(10)「施設長(園長)は、健全な心身を持ち、就学前教育・保育に熱意のある者であり、就学前教育若しくは児童福祉の知識と経験を有する者であること。」において「知識と経験を有する者であること」という記載があり、一方、諸条件(案)においては「施設長の実務経験を有するもの」また「専任で」と記載されているが、その表現の違いの理由は何か。

(事務局) 募集要領(案)の3ページ4の(10)の「施設長(園長)は、健全な心身を持ち、就学前教育・保育に熱意のある者であり、就学前教育若しくは児童福祉の知識と経験を有する者であること。」の記載については、大阪府の認定こども園の認可要件の中の園長の要件等について記載しており、施設長の最低条件である。さらに諸条件(案)で、市として求める「実務経験を有する者」というプラスアルファを設定している形である。先ほど意見のあった、園長の資質における、不適切保育の内容については、諸条件(案)で詳細を追記し、応募書類等でこの辺りをしっかりと確認できるような形にしたい。

(委員長) 募集要領(案)の4の応募資格・条件は前提条件であり、諸条件(案)の3の職員配置に関することの(1)施設長の項目にて、職員への研修に係る内容も含めて記載の変更を行うということ、また、申請書の様式の中に不適切保育についての項目もあるので、そこでもしっかりと考え方を記載していただくということで承知した。

(事務局) 配布している手持ち資料は、現時点での市の素案になるので、次回の選考委員会の際に、ブラッシュアップした内容で会議資料として出させていただきます。

(委員長) 記載は「実務経験を有する」でよいか。何年以上という文言は不要か。

(委員) 実務経験も大切だが、施設長がどれだけ子どもと保護者に対して、どのような意欲を持って教育・保育を行っているか、また、職員を育てる意図がどれくらいあるのかというのが大切だと思う。その点を書

類で表すということは難しいと感じる。その点は、ヒアリングでカバーできると考える。

(委員長) 何年以上というような年数の表記ではなく、申請書の記載内容とヒアリングで判断するということか。

(委員) はい。施設長がいくら経験を持っていても、そのような考えを持っていない方もたくさんいる。やはりその点はヒアリングでできたらよいのでは。園運営において施設長というのは一番大切な鍵のところだと考えているので、お願いしたい。

(委員長) そのとおりだと思う。

(委員) 小学校への連携についての取組は、もう少し詳しい情報のほうがよいのでは。それについてはどこに記載があるか。

(事務局) 諸条件（案）の2ページの（5）である。

(委員) 連携は、小学校への橋渡しであり、それをどのように園として考え、行っていくのかというのが大事な点と思うがいかがか。

(事務局) 守口市としても、接続カリキュラムを平成31年の3月に策定し、この間取組を行っている。園内研修についても、公開して近隣の小学校の先生等とも交流を図っている。申請書において、考え方や取り組み方を提案していただき、確認していきたいと考えている。

(委員長) 幼小連携については、連携や交流、取組や考え方等についても記載するよう検討していただいているということなので、ここについても次回の委員会で検討し、大切なことなのできちんと書いていただくということをお願いする。

(委員) よろしく申し上げます。

(委員長) 先ほどの1号、2号児に関しても、それを表記する部分があったかと思うので、そこで教育の機会の均等等を図られるようにというところは書いていただく。

また、先ほどの委員の発言の開園時間の件について、諸条件（案）の2ページの一番下に、「現行の市立認定こども園を越えて設定する

ことは可である」というように記載されているがいかがか。

(委員) その点については、こちら側が提示するものではなく、法人が子どもに無理のない形の開園時間等を考えて提示していただくものだと思う。

(委員長) 明確にどれが可能であるという書き方ではなく、「上回る開園日、開園時間を設定することは可である」というようにし、法人が自身で考えて提案するというようにさせていただいてよいか。「可とする」なので、無い提案だからといって不可ということではなく、これを考えて提示していただく。

(委員) はい。

(委員長) では、この表記を採用させていただく。あとの点はいかがか。

(委員) 募集要領(案)の2ページの下から二つ目の新園舎建て替えの定員のところについて、1から3歳児を中心にと書いてあるが、1から3歳児が増えたら、その後4歳、5歳も増えるのではないかなと思う。1から3だけ増やして、その後、その1から3歳児が成長していったら4歳、5歳になったときの4歳、5歳の定員は増やさなくてもよいのか。

(事務局) 市の子ども子育て支援事業計画に基づくと、本市は1歳から3歳児の受け皿という部分が不足するという状況であり、一番大事なその部分の拡大を求めている。4歳、5歳定員については一定足りていると考えている。

(委員) 承知した。

(委員長) 定員については階段設定を基本としているということか。例えば、1歳を多くすると、2歳から入れない、3歳から入れないというような設定は望ましくないかと思うので、多少差をつけた階段設定は希望していると思うが。

(事務局) 現在、4歳、5歳については現状30人定員で、3歳は24人定員なので、その点を踏まえて1歳から3歳定員を重点的に設定して欲しい。

(委員) 承知した。

(委員長) 他の委員はいかがか。

(委員) 諸条件(案)2ページの(6)の子育て支援について、文言が「子育て相談及び地域交流活動と地域の子育て支援については現行の水準を下回らない形で引き続いて実施すること」と記載があるが、ほかの言い方があればよいかと思うがいかがか。やはり認定こども園としては、子育て支援というのは大事な二つの柱の一つであるので。

(委員長) 例えば、基本方針では職員配置などは「維持」という表現がされている。下回らないというのは、絶対そこは維持してほしいということだと思う。委員の意見の趣旨は、それを上回ることをしてほしいということだと思うので、必ずその水準は維持するということが分かるような表現を検討いただけるか。

(事務局) 承知した。

(委員長) ほかはいかがか。また、もし、後日気付いた点があれば、事務局に直接伝えたらよろしいか。

(事務局) はい。

(委員長) 本日の意見については、表記の統一や修正等は事務局で行っていただき、次回の委員会で提示いただく。今回は募集要領の範囲と諸条件について検討したが、次回は、今回審議した以外の申請書類、選考基準などの審議になるかと思う。参考配布についても精査した上で、次回に検討させていただく。

では、その他の案件の「今後の会議日程について」を事務局より説明していただきたい。

(3) その他

【今後の会議日程について】

(事務局) 今後の会議日程について、第2回選考委員会は11月22日に開催させていただきたいと考えている。

～その他、連絡事項説明～

(4) 閉会